

# 人ある限り人権を No.11



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : [jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp](mailto:jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp)

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第33回総会・学習会

「部落差別の解消の推進に関する法律」を活かし

「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定をめざそう！



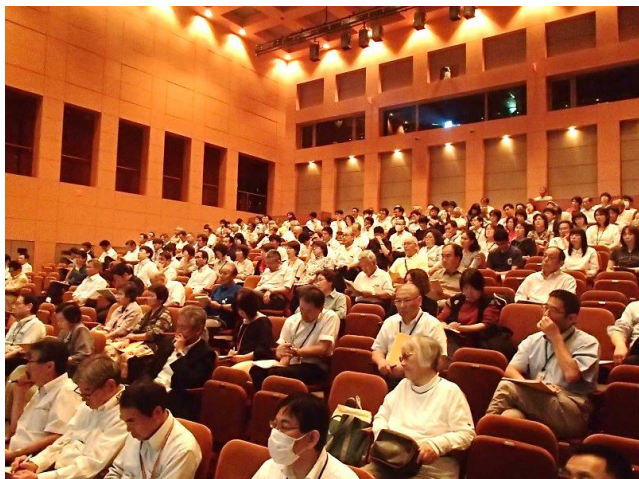
2017年五月三十一日午後から、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十三回総会・学習会が倉吉未来中心で開催され、県内各地の市町村から関係者二百二十七人の参加者がありました。

開会あいさつで村上成人副会長

（解放同盟県連委員長）は、昨年は部落差別解消法の制定に向け鳥取県内で法制定を求める署名活動を展開し、十月二十六日に金田勝年法務大臣に部落差別解消法の制定を強く要望した。その後、各都府県実行委員会の精力的な取り組みによって、部落差別解消法が成立、公布・施行された。とりわけ署名活動にご協力いただいた多くの県民に心から感謝申し上げます。今後、この法律を活かしながら確信的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、「人権侵害救済法」の制定を求めていきたいという挨拶がありました。

総会では、昨年度の事業として、2016年五月二十三日に開催された第1次中央行動、同年十月二十七日の第2次中央行動に鳥取県実行委員会から二十人以上が参加、両日

とも集会後、部落差別解消法制定に向けて鳥取県、秋田県選出国会議員への要請行動を行った。また、国に対して「差別禁止法及び人権侵害救済法、部落差別の解消の推進に関する法律」の早期法制定を求める署名（4Pに続く）



# 知って広げよう、活用しよう 部落差別解消法

## 部落差別の解消の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 部落差別解消法制定の意義

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)は、

1 この法律は、部落差別の文言を使用したはじめての法律である。

2 部落差別が現在もなお存在し、情報化の進展に伴って悪質化している差別の解消が国の重要な課題であることを明確にした。

3 2002年三月末に失効した「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)以来十四年ぶりとなる部落差別解消に向けた法律であり、時限立法ではなく恒久法となった。

4 1969年に施行され三十二年間実施された「同和对策事業特別措置法」(特措法)は事業実施のための事業法であったが、この法律は、明確に部落差別解消のための施策を目的としている。

5 差別解消の具体的施策として、

①相談体制の充実、②教育及び啓発の推進、③実態調査の実施を明

記した。

6 国及び地方公共団体の責務を明確にした。

7 法制定を求める中央及び各都府県実行委員会の長年にわたる努力が実を結んだ

8 理念法であり罰則規定等は盛り込まれていませんが、確信犯的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、その被害者を救済する「人権侵害救済法」制定に向けて大きな一歩を踏み出す法律となった。

### 法の具体的活用方法

具体的には、相談体制は各自治体に設置されている隣保館（人権文化センター等）の相談機能を充実させ、差別事象に関わる相談を受けその事象の分析、対応のノウハウを蓄積、集約することが重要です。

また、直接的な差別事象だけではなく差別を原因とする生活・教育・仕事等の相談活動も同様に重要となります。そして、相談対応が困難な問題に対する対応策、新たな法律や制度の充実、人権救済制度の確立を

国に求めていかなければなりません。

また、教育・啓発活動は社会教育や学校教育において法の失効により以前より部落問題学習が減少するなど後退している現状があります。なかには、学校時代に学習を経験しない児童生徒もあります。この法律を踏まえて、あらためて部落問題学習の必要性を訴え、取り組みを進めていかなければなりません。

実態調査は、これまでの同和地区実態調査を踏まえるとともに、宅建業者等に行われている同和地区かどうかを訪ねる調査等、間接的に差別につながっている状況を把握することにも取り組んでいく必要があります。

まずは、この法律を多くの県民に周知するとともに、立法事実となった確信的差別行為の実態の周知が必要です。

### 鳥取ループによる確信犯的差別行為

鳥取ループによって、2009年九月に鳥取県をはじめとする大阪府、滋賀県等の同和地区の地図がインターネット上に掲載されて以来約八年が経過しました。

その地図の数は増やされ続けるとともに、内容は悪質化、益々差別を煽ると同時に身元調べ等に利用されかねない状況となっています。地図情報と様々な情報が一体化されることで、その内容はより危険で悪質なものとなっています。グーグルマップによる地図情報と

NTTの電話帳情報、グーグルストリートビューによる写真画像情報が一緒になり、極めて配慮を要する同和地区の情報がインターネット上にさらされるとともに、電話帳に掲載されている3700万件の個人情報も同時にさらされており、身元調べ等に悪用される危険性が益々大きくなっていきます。

そして、2016年の春には、1975年に身元調査に悪用され大問題となった「部落地名総鑑」を複製し、新たに自分が調べた内容を記載しネットを通じて販売しようとした。部落解放同盟は、このような悪質な差別行為を阻止するために、裁判闘争を取り組んでおり現在、本の発行・販売の禁止、ネットを含む一切の公開を禁止する横浜地裁の仮処分が出されています。

また、東京地裁でも発行・販売の禁止とネット上に解放同盟の役員の名前、住所等が公開されているため、総額二億七千万円の損害賠償請求を求める裁判が行われており、現在まで四回の公判が行われています。

## 部落差別解消法 が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が2016年12月16日、公布・施行されました。この法律の目的には、「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記され、国が部落差別を許さないことを明確にしました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会は、部落差別解消法を活かしながら人権確立社会の実現に向けて、現在発生している確信的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、その被害者を救済する「人権侵害救済法」の制定を国に強く求めています。



### 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

構成団体 鳥取市・倉吉市・米子市・旗本町・岩美町・八雲町・若桜町・蟹江町・湯原市、三輪町、北条町、杉浦町、大山町、日吉津村、佐田町、南条町、江府町、日野町、日南町、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、部落解放同盟鳥取県連合会



昨年10月、金田法務大臣への要請行動(写真中央が金田勝年大臣)

(1Pからの続き)

活動を七月〜十月に取り組み

個人署名28,967人

団体署名 254団体

を集約。十月二十六日に鳥取県独自の法務大臣への要請行動を行った活動報告及び決算報告が了承されました。また、新年度事業は、部落差別解消法の周知を図るためのポスターの作成及び啓発パンフレットの作成、広く県民対象の学習会の開催、五月と十月に開催される法制定に向けた



谷川雅彦 部落解放・人権研究所所長

中央行動などが盛り込まれた事業計画案、予算案が提案され承認されました。

その後の学習会では、一般社団法人部落解放・人権研究所所長谷川雅彦さんから「部落差別解消法の制定と今後の課題」という演題で、法制定の意義とその活用方法、悪質な差別事件の実態などの話、また、法施行後に、厚生労働省、文部科学省では各都道府県に対して法を踏まえた取り組みを行うよう通知が出されている。総務省からの要請を受けインターネットを含む通信関連大手4団体は、同和地区を示す情報をネットに流通させる行為を禁止する条項を新たに加えるなど法律ができたことで状況が変わってきており、法律を活かした取り組みが求められているという講演がありました。

## 2017年度 部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会

2017年五月二十二日(月)、東京・憲政記念館で、部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会及び衆参国会議員への要請行動があり、中央集会には県内各市町村、解放同盟関係者二十人が参加しました。

集会では、組坂繁之中央実行委員会副会長からこれまでの運動の成果によって昨年十二月に部落差別解消推進法が成立、施行した。憲政史上はじめて法律に部落差別の文言を使用した十四年ぶりの部落差別をなくすための根拠法として法律が成立した。今後は、国民への周知とこの法律に魂を入れるための具体化に向けて尚一層努力が求められている。こ



の後の衆参国会議員への要請行動では具体化に向けた要請をしっかりと行ってほしいという開会あいさつがありました。

来賓として、高市早苗総務大臣のあいさつ、自民党、民進党、公明党、社民党、日本維新の会からあいさつ、基調提案、行動提起がありました。集会終了後、鳥取県と秋田県選出の衆参国会議員十一人への要請行動、法務省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省での各省交渉が行われました。